

いわき市



第三次いわき市こどもみらいプラン

令和7(2025)年度 ▶ 令和11(2029)年度

概要版

令和7(2025)年3月



いわき市

第1章 計画の概要

計画の背景と趣旨

- ◆ 本市では、令和2（2020）年に「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画（第二次いわき市こどもみらいプラン）」を策定し、「子どもまんなか 笑顔と夢が広がるまち いわき」を基本理念として各種取組を進めてきました。
- ◆ この第二次計画が令和6（2024）年度末に終期を迎えること、また、令和5（2023）年4月に施行されたこども基本法において、市町村はこども大綱等を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされていることから、本市のこども・子育て支援施策を総合的に推進する計画として「いわき市こども計画（第三次いわき市こどもみらいプラン）」を策定するものです。

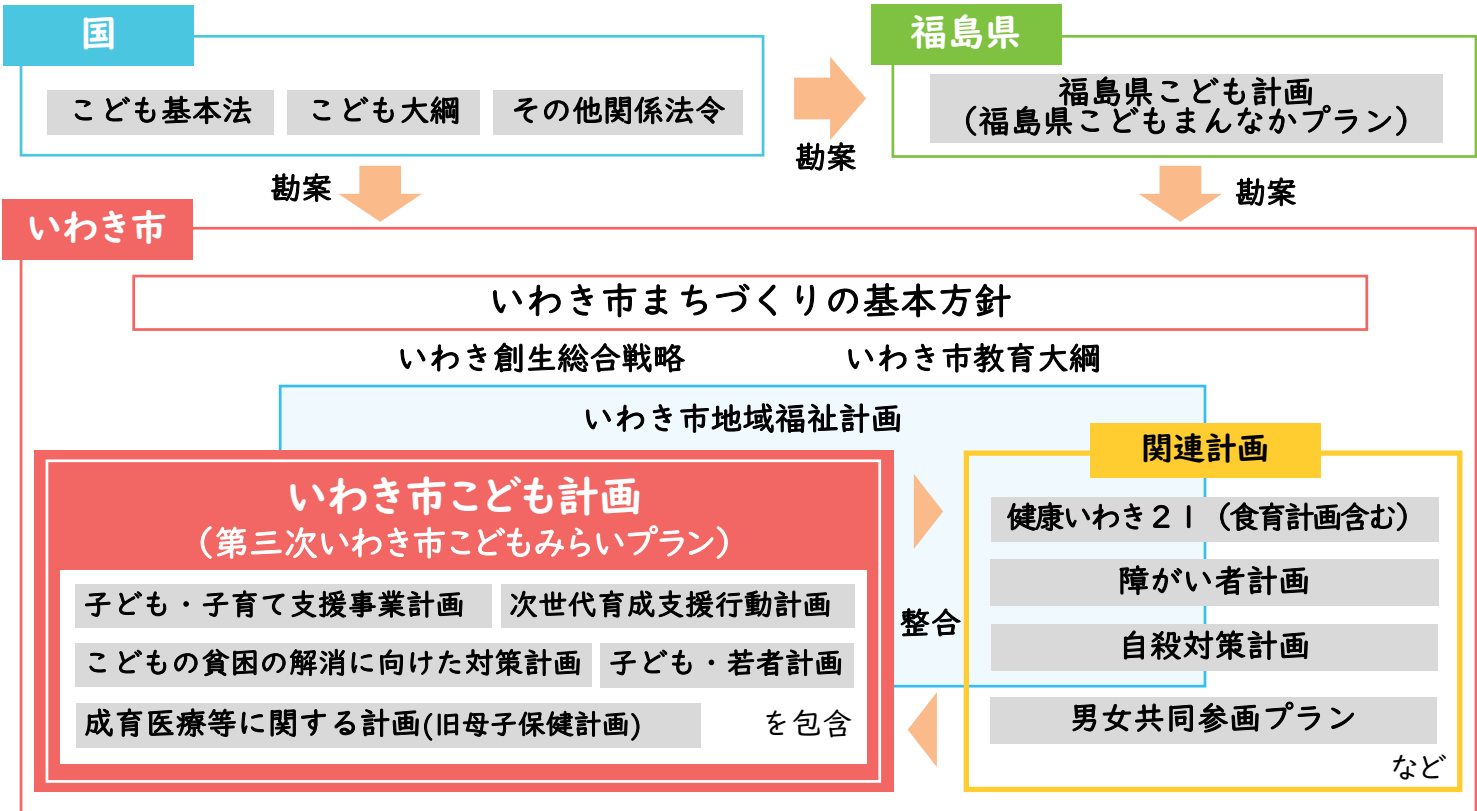
計画の対象



計画期間



計画の位置づけ



第2章 現状と課題

こども・子育てをめぐる現状

本市の総人口は、令和6（2024）年から令和11（2029）年の間で約22,000人の減少が見込まれます。

総人口に占める年少人口割合や児童人口もそれぞれ下降・減少し、少子高齢化がますます進行していくことが見込まれます。

	令和6年（実績値）		令和11年（推計値）
総人口	318,704人	→ 約22,000人減少	296,871人
年少人口割合	10.9%	→ 1.1ポイント下降	9.8%
児童人口	43,531人	→ 約6,600人減少	36,968人

※資料：いわき市の人口

※現住人口を基にしたコーホート変化率法による各年4月1日現在の推計人口

※年少人口割合は、総人口に占める0～14歳の人口割合

※児童人口は、0～17歳の人口

こども・子育てをめぐる課題

- ◆ ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者が子育てに関する情報源として挙げるものはSNSが最も多く、ニーズに合わせた情報発信が求められています。
- ◆ 放課後児童クラブについては、利用希望者の増加に伴って待機児童が生じており、引き続き、受け入れ体制の強化を図る必要があります。
- ◆ こどもが健やかに育まれるためには、こどもが自らの権利を正しく理解し、自らを守る方法や、困難を抱えたときに適切に行動できる力を身につける必要があることから、こどもの権利の普及啓発の強化が必要です。
- ◆ ヤングケアラーの支援を強化していますが、相談件数が少なく、支援が届いていない潜在的なケアラーもいると想定されるため、更なる啓発活動が必要です。
- ◆ 保育所等の利用者数は減少傾向にあるものの、保育士の加配が必要な児童数の増加に伴う保育士不足が生じており、待機児童も発生していることから、引き続き保育士の人材確保を図る必要があります。

第3章 基本方針

基本理念

いわきっ子が輝く

笑顔と夢が広がるまち



本市はこの基本理念に基づき、
こども・若者一人ひとりが、権利の主体として尊重され、
「いわき」に愛着と誇りを持ちながら、みんなが笑顔でつながり、
夢を叶えることができるまちづくりを推進します。

計画の成果指標

項目	区分	現状値	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」 と思う人の割合	中学2年生	40.5%	70.0%
	就学前児童 の保護者	13.3%	
	小学生の 保護者	14.8%	

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

資料：こども大綱

施策体系

基本目標Ⅰ こども・若者が権利の主体として生きられるために

P5

基本施策Ⅰ こども・若者の権利が尊重される社会の推進

基本目標Ⅱ 安心してこどもを産み育てるために

P6～7

基本施策Ⅰ 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

基本施策Ⅱ 就労と子育ての両立支援

基本目標Ⅲ こども・若者が健康で自分らしく成長するために

P8～9

基本施策Ⅰ こども・若者が健康に育つための支援

基本施策Ⅱ 切れ目のない療育支援

基本施策Ⅲ 確かな人間力を育む教育の推進

基本施策Ⅳ 若者の生活基盤の安定化

基本目標Ⅳ 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために

P10

基本施策Ⅰ 困難に直面するこども・若者への支援

基本施策Ⅱ こども・若者の貧困対策の推進

基本施策Ⅲ ひとり親家庭等への支援

第4章 こども・子育て支援施策

基本
目標

I

こども・若者が権利の主体として生きられるために

成果指標	項目	区分	現状値	目標値
	「こども政策に関して 自身の意見が聴いてもらえている」 と思う人の割合	中学2年生	35.8%	70.0%

I-1

こども・若者の権利が尊重される社会の推進

(1)

こども・若者の権利の啓発

こども・若者が自らの権利について学び、自らを守ることができるよう、また、こども・若者を一人の人間として尊重し、健やかに育つことができる社会をつくるため、こども・若者の権利に関する啓発等を積極的に推進します。

主な 取組	こどもの権利普及啓発事業	いのちを育む教育の推進
----------	--------------	-------------

(2)

こども・若者の社会参画・意見反映の推進

あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組めます。

主な 取組	こども・若者の意見聴取事業	いわきアカデミア
----------	---------------	----------

(3)

こども・若者の居場所づくりと学習機会・体験機会の確保

屋内・屋外の遊び場やこども食堂、放課後児童クラブなど、こども・若者が安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを推進するとともに、こども・若者の健やかな成長を育むため、地域に根差す様々な団体等とも連携しながら多様な遊びや体験の提供を行います。

主な 取組	屋内施設の充実 (いわきっずもりもり、こども元気センター 等)	「アリオスこどもプロジェクト」の実施
----------	------------------------------------	--------------------

成果指標	項目	区分	現状値	目標値
今の社会は 「結婚、妊娠、こども・子育てに 温かい社会の実現に向かっている」 と思う人の割合		中学2年生	43.5%	70.0%
		就学前児童の 保護者	17.0%	
		小学生の 保護者	19.8%	

II-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

(1) 相談体制・情報提供の充実

妊娠や出産、子育てに関する不安や悩みを早期に解消するため、相談窓口の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談体制の充実を図ります。

また、子育てに関する情報を一元管理し、紙媒体やホームページ、アプリ、SNSなど受け取る側のニーズに合わせた多様な媒体による情報発信に努めるとともに、保護者同士による仲間づくりや交流の場・機会を提供します。

主な
取組

母子保健コンシェルジュ・
子育てコンシェルジュサービス事業

子育て情報の発信

(子ども・子育て支援ポータル、
こどもみらいBOOK、SNS 等)

(2) 妊娠・出産・産後への支援

妊娠・出産、さらには、出産後の不安やストレスを軽減するとともに、こどもの健やかな成長が図られるよう、各種健康診査や相談事業などを通じた切れ目のない継続的な支援を推進します。

また、妊娠・出産やそれに備えた日々の健康管理に関する正しい知識の普及、相談体制の強化など、プレコンセプションケアの取組を推進します。

主な
取組

プレママ・プレパパクラス

いわきっ子健やか訪問事業

(3) 安心して子育てできる生活環境の整備

保護者がこどもと安心して過ごせる環境の整備に加えて、交通安全、防犯対策及び非行防止等を図るなど、地域社会と連携した安全・安心のまちづくりに努めます。

主な
取組

赤ちゃんの駅事業

子ども見守り隊

Ⅱ－２ 就労と子育ての両立支援

(Ⅰ) 多様な教育・保育環境の整備

共働き世帯の増加や就労形態等の多様化に伴う保育ニーズの高まりに対応するため、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等の環境の整備に努めるとともに、子育て支援に関わる人材の確保・育成に向け、人的資源の発掘や若年層への働きかけ、各種研修の実施など、様々な取組を推進します。

主な
取組

乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)

障がい児保育・統合保育の充実

(Ⅱ) 子育てしやすい雇用環境の整備

男女共に仕事と子育てを両立し、子育てしやすい環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の浸透を図ります。

また、企業に対し、育児休業制度を含む子育てに関わる各種制度の普及・啓発を行うなど、多様な働き方についての理解促進に努め、「共働き・共育て」を推進します。

主な
取組

育児休業制度の普及推進

ワーク・ライフ・バランスの意識の浸透

成果指標	項目	区分	現状値	目標値
	乳幼児健康診査の受診率 (1か月児・4か月児・10か月児 ・1歳6か月児・3歳児)	-	93.5～ 97.9% (各月齢)	100% (各月齢)

Ⅲ－１ こども・若者が健康に育つための支援

(1) 生活習慣の基礎づくり

乳幼児期から正しい生活習慣を身につけるため、妊婦及び保護者に対する健康教育の充実を図り、生活習慣の確立に向けた支援を推進します。

また、こども・若者の健やかな心身の成長のため、家庭・学校・地域など多様な主体と連携を図りながら、生活習慣病の予防や食育の推進を図ります。

主な
取組

いわきっ子生活習慣病予防健診事業

食育の推進

(2) 疾病予防の充実

生涯にわたる健康づくりの基盤となる乳幼児期から若者まで、発達段階に応じた健診や予防接種の推進に加えて、喫煙習慣や性感染症の危険性について啓発することで、疾病予防の充実に努めます。

主な
取組

乳幼児健康診査

こどもの予防接種

(3) 医療体制の充実

地域において、こども・若者が安全で良質な医療サービスをいつでも安心して受けられるよう、周産期医療の充実、休日・夜間を含めた医療体制の整備及び医療費負担の軽減を図ります。

主な
取組

休日夜間急病診療所

子ども医療費助成事業

Ⅲ－２ 切れ目のない療育支援

(1) 障がいの早期発見、相談体制・サービスの充実

障がいの早期発見のための体制の整備を進めるとともに、保護者等の相談に的確に応じ、できるだけ早期に適切な療育機関に誘導し早期に発達支援を受けることができるよう、こどもとその保護者を支援します。

また、ライフステージに合わせ適切で幅広い療育支援が受けられるよう、関係機関が連携を図りながら、一貫した切れ目のない療育支援を提供できる体制づくりを推進します。

主な
取組

いわきっ子入学支援システム

特別支援教育の充実

(2) 障がいのあるこども・若者とその家庭への支援

障がいのあるこども・若者とその家庭の生活の安定を図るため、各種手当の支給など経済的支援を行います。

主な
取組

障害児福祉手当

重度心身障害児童福祉金

Ⅲ－３ 確かな人間力を育む教育の推進

(1) 家庭教育の充実

こどもの成長に応じた基本的な生活習慣や自立心等を育む家庭教育を推進することに加え、子育てに関する様々な悩みや不安を抱える保護者を支援するため、講座の実施、情報発信・相談体制の強化及び家庭への訪問支援等を行います。

主な
取組

「子育て学習講座」の開催

ペアレント・トレーニング事業

(2) 学校教育の充実

次代のいわきを担うこどもたちが、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」を身につけるとともに、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を高めるための取組を進め、いわきを支え、日本を支え、夢や未来に向かってチャレンジする人づくりを推進します。

主な
取組

学力向上推進事業

多様な学びの場整備事業
(不登校対策事業)

Ⅲ－４ 若者の生活基盤の安定化

(1) 安定した社会生活の支援

本市における産業や雇用・労働に関する様々な情報を「見える化」とするとともに、就職活動段階において企業と就労希望者との交流を通して、ミスマッチを減らし、企業と就労希望者のマッチングを支援します。

また、本市の魅力や、移住・定住に関する情報を発信するとともに、移住希望者一人ひとりに寄り添った丁寧な支援を推進し、本市の関係人口や移住・定住人口の創出・拡大を図ります。

主な
取組

フラ・ジョブIWAKIでの情報発信

いわき市UIJターン支援事業移住支援金

IV 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために

成果指標	項目	区分	現状値	目標値
	「生活実態調査」で、 「生活困難層」に区分された家庭の割合	小学5年と 中学2年の家庭	23.6%	現状以下

IV-1 困難に直面するこども・若者への支援

(1) 児童虐待等防止対策の推進

こどもの権利の啓発をはじめ、大人とこどもへの児童虐待防止の意識啓発を図り、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関や地域が連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、それら家庭の支援を行うなど、相互的な児童虐待防止対策を推進します。

主な
取組

こども家庭センターの設置

ヤングケアラー支援体制強化事業

(2) 悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

こども・若者が誰も自殺に追い込まれることがないように、命の大切さ・尊さ、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進するとともに、進路や人間関係など様々な悩みや不安、生きづらさや困難を抱えるこども・若者に対し、個々の状況に合わせた適切な支援を行えるよう体制の充実を図ります。

主な
取組

児童生徒のSOSの出し方教室

ひきこもり専門相談

IV-2 こども・若者の貧困対策の推進

(1) こども・若者の貧困対策の推進

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子育て世帯へのこどもの学習支援や保護者の就労支援、経済的な支援等に取り組むとともに、経済的な困難を抱える若者に対しては相談支援や就労機会の確保に向けた支援を行うなど、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を推進します。

主な
取組

就学援助金

放課後児童クラブ利用料助成事業

IV-3 ひとり親家庭等への支援

(1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等が経済的・精神的な負担や不安を抱えることなく、自立した生活を継続的に送ることができるよう、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金のほか、就業支援や生活に密着した相談指導等を実施します。

主な
取組

母子・父子自立支援相談の充実

ひとり親家庭等応援金

第5章 需給計画

幼稚園や保育所、放課後児童クラブなど、子育て支援サービスの提供体制整備を進めるため、各種サービスの「量の見込み（需要）」と「確保方策（供給）」を設定します。

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

① 1号認定 (幼稚園、認定こども園)	③ 3号認定 (保育所、認定こども園、地域型保育事業)
② 2号認定 (保育所、認定こども園)	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
②地域子育て支援拠点事業	⑫産後ケア事業
③妊婦健康診査事業	⑬妊婦等包括相談支援事業
④乳児家庭全戸訪問事業（いわきっ子健やか訪問事業）	⑭乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑤養育支援訪問事業	⑮子育て世帯訪問支援事業
⑥子育て短期支援事業	⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑧一時預かり事業	⑱児童育成支援拠点事業
⑨延長保育事業	⑲親子関係形成支援事業
⑩病児・病後児保育事業	

第6章 計画の推進

こども・子育て支援施策の進捗状況や需給計画について、市によるセルフチェックはもとより、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会等において、毎年度点検・評価を行います。

発行年月 令和7（2025）年3月
発行 いわき市 こどもみらい部 こどもみらい課
〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地
電話 0246-22-7483(直通) F A X 0246-22-7029
U R L <https://www.city.iwaki.lg.jp/>

計画の詳細は、市ホームページで公開しています！



いわき市こども計画 検索 